

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所第2号機の設計及び工事の計画の認可申請（固体廃棄物処理系等の変更）」【1】

2. 日時：令和5年10月25日（水）10時12分～12時05分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
伊藤安全審査官

中国電力株式会社：

電源事業本部原子力設備グループマネージャー 他4名

5. 要旨

（1）中国電力株式会社より、島根原子力発電所第2号機の設計及び工事の計画の認可申請（固体廃棄物処理系等の変更）について、資料に基づき説明があった。

（2）これに対して、原子力規制庁は、説明を受けた内容について事実確認を行うとともに、今後以下の事項等について対応することを求めた。

○設計及び工事の計画の認可申請の対象外としている部分について、対象外とする理由を説明すること。

○「撤去」と「機能廃止」の違いを明確にすること。また、機能廃止する設備について、撤去しない理由を説明すること。

○固化設備の変更に伴うドラム缶発生量の増加による、放射性廃棄物の保管管理上の影響を説明すること。

○混練機の構造、配置、運用・制御方法等について説明すること。

○流体状の放射性廃棄物の漏えい検知方法について説明すること。

○使用済樹脂やフィルタスラッジの処理経路とドラム詰装置の関係を明確にすること。

○本申請において、既許可や既認可で説明した内容から変更する部分の有無を説明すること。

（3）中国電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・資料 島根原子力発電所第2号機 固体廃棄物処理系（固化系）設備に係る設計及び工事計画認可申請について

上記のほか、以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・ 島根原子力発電所第2号機設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料
(令和5年9月28日の提出資料)

以上